**平成３０年（フ）第１４号**
大阪府堺市南区豊田1224番地１
破産者　繁天商事株式会社
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成３０年（フ）第７３号**
札幌市中央区南１条西22丁目２番５号　ロ・スフォンド２階、登記簿上の本店所在地札幌市中央区南２条西24丁目２番１号
破産者　株式会社顔
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２０号**
岩手県久慈市中央２丁目９番地
破産者　株式会社中村家具店
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成３０年（フ）第６号**
東京都渋谷区恵比寿西２丁目８番５号エビスＳ＆Ｓウエスト７階
破産者　株式会社Ｖａｌｕｅ　Ｓｕｐｐｌｙ
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

**平成２９年（フ）第１６２６号**
名古屋市緑区万場山１丁目111番地
破産者　株式会社米正
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１８９８号**
名古屋市千種区星ケ丘２丁目39番地
破産者　株式会社ジンコーポレーション
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２１２５号**
名古屋市中川区西日置２丁目３番５号
破産者　有限会社パットプロモーション
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第１２号**
島根県松江市末次本町39番地
破産者　有限会社キャオ
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第１３号**
島根県松江市上乃木１丁目28番17号
破産者　下村　恒二
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２４０号**
北海道旭川市永山10条６丁目４番18号
破産者　有限会社北斗機材
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１９８号**
青森市新町１丁目１番23号
破産者　有限会社ＡＧＨ
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第３８０号**
茨城県久慈郡大子町上岡1248番地
破産者　株式会社渡辺建設
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第９５８号**
東京都町田市南成瀬１丁目19番地22大塚第２マンション103
破産者　藤森　裕一
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１１４５号**
東京都東久留米市八幡町１丁目７番29号
破産者　中村　富秋
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１４０９号**
東京都福生市東町８番地１たわわパークプラザ303号室
破産者　市川　隆康
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第１３０号**
東京都東久留米市本町４丁目18番14号ホワイトハウスクリハラＢ－１
破産者　新井　一也
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１３４号**
横浜市戸塚区上矢部町字山王谷2035番地の６
破産者　八光記録紙工業株式会社
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２４４２号**
横浜市戸塚区戸塚町1296番地の２南戸塚スカイハイツ402
破産者　有限会社エス・イー・コーポレーション
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第２６号**
東京都港区高輪３丁目10番７号
破産者　新エネルギー開発株式会社
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第２０２号**
金沢市蚊爪町イ71番地
破産者　柚木自動車株式会社
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１０８号**
金沢市尾山町２番42号
破産者　有限会社器屋
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第６３号**
静岡県浜松市中区田町331番地の８
破産者　有限会社一心
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係